

2013年7月8日

鹿児島県知事  
伊藤 祐一郎殿

日本共産党鹿児島県委員会  
委員長 野元 徳英

### 川内原発1・2号機の再稼働申請に係る申し入れ

本日施行の原発の「新規制基準」に基づいて、九州電力は、川内原発1・2号機の再稼働の申請を行うとしている。

「新規制基準」は、福島第1原発の事故の原因究明も終わっていない中で作られたものであり、抜け穴だらけのずさんな「基準」であるばかりか、「フィルター付きベント」と「特定安全施設」も完成まで5年の猶予を設けている。

九州電力は、「フィルター付きベント」の完成を待たずに、2016年度完成予定として、今回再稼働の申請をしようとしているが、「川内原子力発電所に関する安全協定」第6条には、「原子炉施設を増設または変更しようとするときは、事前に協議する」と定めている。

「フィルター付きベント」を設置することを前提として「申請」するのであれば、「安全協定」に基づく事前協議が必要である。

また、2013年2月1日に公表された地震調査研究推進本部地震調査委員会の報告書には、川内原発周辺の活断層について、九州電力が公表してきた活断層の評価より、長さが長く、マグニチュードも大きくなっている。この検討の過程の議事録には、九州電力が行った活断層の評価が「解釈はとにかくひどいものである」「九州電力が示した断層図及び解釈図は非常に疑わしいといわざるをえない」とあり、この「ずさん」な評価のまま再稼働の申請がなされることは許されない。

よって、わが党は、貴職が、県民の安全と郷土の環境保全のために、下記の項目について対処されるよう申し入れるものである。

1. 九州電力に対し、再稼働の申請前に「安全協定第6条」にもとづく、事前協議を要請すること。
2. 九州電力が、事前協議なしに再稼働の申請を行うことに反対の意思を表明すること。
3. 九州電力に対して、川内原発周辺の活断層の「再評価」を求めること。
4. 原子力規制委員会に、川内原発周辺の活断層について、九州電力の評価をしっかりと検証することを要請すること。